

伊方町入札公告第 6 2 号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 1 8 日

伊方町長 高 門 清 彦

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 事業名	町見体育館空調設備等利用サービス提供業務
(2) 使用場所	伊方町 九町
(3) 借入期間	空調設備等の設置は令和 8 年 1 2 月 2 5 日までに完了し、稼働可能な状態にすること。 借入期間は空調機等を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から 10 年間（120 箇月）とする。 （地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
(4) 借入物品及び数量	町見体育館空調設備及び LED 照明設備の借入れ 一式 ただし、空調機器及び受電設備、LED 照明の設置工事（設置に必要な資材を含む。）並びに保守管理及び修繕を含む。 数量は以下のとおり。 空調設備：室内機 12 台、室外機 12 台 LED 照明設備：照明器具 152 台、非常用照明 36 台

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

一般事項	(1) 伊方町に令和 6 ・ 7 年度製造の請負等入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。		
	(2) 政令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。		
	(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。		
	(4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。		
	(5) 本件入札公告日から落札者の決定日までの間に、伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でない者であること。		
	(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成 2 3 年伊方町条例第 2 0 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。		
個別事項	(7) 営業種別等の登録内容	営業種別	役務 5
		営業種目	レンタル・リース
		本支店等所在地	愛媛県内
		本支店等区分	本店、支店又は営業所

3 入札参加資格審査申請書等の交付

本件入札の参加希望者に対し、次のとおり申請書等の様式を交付する。なお、本件公告の各期間等における、「執務時間内」とは、伊方町執務時間規則（平成 1 7 年伊方町規則第 2 号）第 2 条に規定する休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(1) 交付期間	令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 8 月 22 日（金）までの執務時間内
(2) 交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1 伊方町役場 総合政策課
(3) 交付方法	無料で交付する。（公告の様式を印刷して使用しても構わないこととする。）

4 入札参加資格の確認

本事業の入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請書及び添付書類等を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(1) 提出期間	令和7年8月18日（月）から令和7年8月25日（月）までの執務時間内	
(2) 提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課	
(3) 提出部数	1 部	
(4) 提出書類	ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	
	イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し	
	ウ 機器明細書（様式1）※	
	エ 仕様対応表（様式2）※	
	オ 保守体制一覧（様式3）※	
(5) 入札参加資格審査結果	ア 通知期限	令和7年9月1日（月）
	イ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる。	
	① 申立期限	令和7年9月4日（木）までの執務時間内
	② 申立場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
(6) 入札辞退について	③ 回答期限	令和7年9月8日（月）
	ア 入札執行前にあつては、入札辞退届（別記様式）を契約担当者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。※持参の場合も入札日の前日までに提出すること。	
	イ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。	

※（4）提出書類ウ、エ、オについては、入札書の提出までに事業担当へ提出し、承認を受けること。

5 仕様書等の閲覧

(1) 閲覧期間	令和7年8月18日（月）から令和7年9月9日（火）までの執務時間内
(2) 閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課

6 仕様書等の交付

仕様書等の交付は、購入希望者に、有償で次のとおり交付する。

ただし、交付希望者は、購入する日の前日の執務時間内の午前中までに電話予約すること。

(1) 交付期間	令和7年8月18日（月）から令和7年8月25日（月）までの執務時間内	
(2) 交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課 電話番号 0894-38-2659	
(3) 交付方法	無償交付の場合	USBメモリ（空き容量が 5MB 以上のものに限る）を持参のこと。 なお、この場合は上記交付場所において、交付希望者持参のUSBメモリに、PDF形式のデータで提供することとし、事前予約は要しないものとする。
	有償交付の場合	有料で交付する。（1ページ当り10円） ただし、交付希望者は、購入する日の前日の執務時間内の午前中までに電話予約すること。

1 1 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 入札に関する条件に違反した入札
(3) 入札者又はその代理人がした2通以上の入札
(4) 代理権限のない者のした入札
(5) 入札金額を訂正した入札及び記名押印のない入札
(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうであると認められる入札
(7) 入札が2回目以降に及んだ場合は、それより前の結果で発表した価格以上での入札又は見積は無効となり、以降の入札又は見積には参加できないこととする。
(8) 入札について不正の行為があったと認められる場合

1 2 契約書作成の要否

要

1 3 契約の成立

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件（入札に参加する者に必要な資格）のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

1 4 特約事項

本件入札に係る契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、伊方町長は、この契約を変更又は解除することができるものとし、伊方町長期継続契約締結事務取扱規程（平成19年伊方町訓令第6号）第3条第3項第4号エの規定により契約書に次のように記載しなければならない。

「（特約事項）

第〇条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は乙と協議のうえこの契約を変更し、又は解除することができる。」

（特約事項中、甲は伊方町、乙は伊方町と契約を締結する者を示す。）

1 5 その他

(1) この公告に定めのない事項については、伊方町財務規則及び関連する法令、規則及び要綱等による。			
(2) 詳細又は不明な点については下記の担当課に照会すること。			
区 分	担当課	電話番号	住 所
入札・受付担当	総合政策課	0894-38-2659 (直通)	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
事業担当 (契約手続含む)	生涯学習課 文化・スポーツ推進係	0894-38-2661 (直通)	同上